



平成30年4月27日

指名停止措置を行いました

～「建設業法違反行為」～

北海道開発局は、ハラダ工業株式会社が北海道知事から指示処分を受けたことから、指名停止3か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当）

ハラダ工業株式会社は、虚偽の経営事項審査結果をもって競争参加資格申請を行ったとして、平成30年3月14日、北海道知事から指示処分を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
ハラダ工業株式会社	留萌市栄町2-7-31

2. 指名停止措置期間：平成30年4月27日～平成30年7月26日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 泉 秀昇（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

